

ホットな消費者ニュース



～あなたの地域に危ない商法・平成20年3月号～

結婚式場のキャンセル

(福岡市消費生活センター)

【相談事例】

情報誌を見て結婚式場の申し込みをし、申込金10万円を支払った。その後、式場の担当者や打ち合わせをする中で、申込時点では可能と説明されていた希望のサービスが受けられないことがわかったので、キャンセルを申し出た。挙式まで1年以上あるのに、式場側から、契約書の解約条項を理由に「申込金の10万円は全額キャンセル料に充てるので返還しない」と言われた。

【事例処理】

契約は、双方の自由な意思に基づいて結ばれたものであれば、お互いに守る義務があります。しかし、消費者と事業者との契約では、契約条項は事業者が定めている場合がほとんどで、消費者に不利になりがちです。そのため「消費者契約法」では、消費者の利益を一方的に害するような不当な条項は無効とされています。

この事例では、挙式まで1年以上の期間があり、式場に実質的な損失が発生するとは考えにくいことや申し込み時の式場側の説明内容に問題があったことなどを主張し、交渉の結果、全額返金となりました。

【アドバイス】

結婚式関連のサービスは、何カ月も前から予約することが多く、予定の変更や取消をすることが少なくありません。それに伴い「キャンセル料が高い」などの相談も発生しています。契約の際は、契約内容をしっかり読み、解約条件についても必ず事前に確認しておきましょう。

結婚式は人生の大切なイベントのひとつです。嫌な思い出にならないよう、業者とよく話し合い、十分に検討し、納得したうえで契約しましょう。

福岡市消費生活センターでは第2・第4土曜日も電話相談を行っています



一人暮らしは、訪問販売に気をつけて！

(高額なふとん)

(飯塚市消費生活センター)

【相談事例】

A君(24歳)が派遣の仕事で、他県で一人暮らしを始めたところへ、二人連れのセールスマンが夜8時頃訪問してきて、ふとんを勧められました。

断ると、「壁をぶっ壊す」等とおどされ、仕方なく40万円の高額なふとんの契約をしましたが、「誰にも相談するな」と念を押され怖くなり、仕事を辞めて実家に帰ってきました。

その後も怖くて親にも相談できずにいましたが、支払明細書が送られてきて親の知る事となりセンターに相談にきました。

【事例処理】

まず、問題点として、夜8時頃訪問、具体的な脅しの言葉やクーリング・オフ回避の指示の疑いがあり、業者へ確認するためセンターへ来てもらいました。

双方立会いのうえ話し合ったところ、弁解はありましたが、結局行き過ぎた勧誘を認め全額解約となりました。

【アドバイス】

このように、仕事や大学生活の一人暮らしを狙って、春先に訪問が増えます。注意しなければならない事は、ドアは開けないこと、特に夜には気をつけることです。

困ったら最寄りの行政や警察署・消費生活センターなどに相談しましょう。

ひとりで抱え込まないことが大切です。

～困ったときは気軽にご相談～ 各消費生活センターの相談窓口番号

福岡県 : 092 - 632 - 0999 (日曜日にも電話相談受け付けます)

福岡市 : 092 - 781 - 0999 (第2・第4土曜日にも電話相談受け付けます)

北九州市 : 093 - 861 - 0999 久留米市 : 0942 - 30 - 7700

飯塚市 : 0948 - 22 - 0857 宗像市 : 0940 - 33 - 5454

～ 電話番号のおかけ間違いにご注意下さい。 ～

情報提供は、各消費生活センター並びに県生活文化課(092-643-3381)によるものです。